

事 務 連 絡
令和元年 7 月 24 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(メキシコ産アボカドのピフェントリン)

標記については、令和元年6月18日付け薬生食輸発0618第1号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、メキシコ産アボカド及びその加工品について、ピフェントリンに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和元年7月8日現在のピフェントリンに係る検査命令受託可能検査機関
一般財団法人 東京顕微鏡院
一般財団法人 食品環境検査協会
株式会社 日本食品エコロジー研究所